

補正予算の質疑

交付金 2 億 3 千万円を返還

総務費

令和 4 年度新型コロナウイルス地方創生臨時交付金返還金

コロナ禍にあって個人や事業者の窮状を支援するために使える「新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金」が多摩市で使いきれず、国へ 2 億 2,981 万 2,000 円返還しています。

当初の決算見込額よりもかなり下回るという事情と、国や都の従来の補助金が増額あるいは追加されたことにより不用となり、その時点で財源の付け替えができなかったということです。返還した財源は国で使用することになりますが、この約 2 億 3 千万円について「もう一度キャッシュレス決済による経済対策ができたのに残念だ」など、多摩市として使えなかったのは大変残念で今後、返還金が生じないように検討しておくべきだとの意見がありました。

自転車ヘルメットの購入費用が補助されます

総務費

交通安全対策費

4 月からのヘルメット着用努力義務化への対応として令和 5 年 4 月以降に購入した自転車用ヘルメット購入費に対し補助ができることへの質疑があり、JIS マークなどの安全基準を満たした規格であれば補助対象であること、3000 円以上の購入に対して補助額 2000 円・1 人につき 1 個 1 回の申請となること、4 月以降に購入された分についても領収書・上記の規格を証明できるものがあればさかのぼって対応可能となることが質疑の中で確認されました。



要介護者の避難計画を作成します

民生費

介護保険推進事業、個別避難計画作成業務委託料

自ら避難することが困難な方の、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために、多摩市内の洪水浸水想定区域にお住まいの、特に支援を要する要介護 3 以上の方約 300 名に個別避難計画を立てることになりました。

「進め方として同意書をまず送付し、ケアマネージャーに 1 件 7,000 円で計画策定を業務委託する予定とのことですが、実際に事業所が引き受けてくれるのか」との質問に対して、「事業所連絡会等を通じて、従前に十分な周知を図る」とのこと。要介護 3 未満の方・洪水浸水想定区域外の避難行動要支援者の対応については、「今回の取り組みで課題を抽出して、それを広げていきたい」との答弁がありました。

粗大ごみ申し込みのキャッシュレス化

衛生費

粗大ごみオンライン決済手数料

令和 5 年 12 月から粗大ごみ電子申請のクレジットカードによるオンライン決済を開始することに伴う決済手数料が予算化されました。今の時代に合った行政サービスを提供していくため、市民の利便性向上になると考え開始することです。

粗大ごみの排出は電話でも申込みできますが、オンラインで申込み、決済した場合の排出方法について、メモ紙にお名前が申し込んだ時の受付番号を記入し添付すれば良いとのこと。

キャッシュレスはクレジットカードのみで、今のところ交通系 IC カード等は使えないとのこと。

オンライン申請のキャンセルについて等含めて、たま広報やホームページに記載するとの答弁がありました。

ペットボトルの収集ルールが変わります

衛生費

ごみ減量化推進事業

今回の取組みは、資源化センターに運ばれてくるペットボトルの 30% 程度がラベルやキャップがついたままとなっており、1 日当たり約 2 万本を手作業で処理をしている現状があることから、改めて正しい排出のルールを徹底することとなったものです。10 月からはルール違反のペットボトルには「12 月からは収集できなくなります」という旨をお知らせするシールを貼る啓発を 2 か月行い、実際に 12 月からは回収をしないというルールに改めていくとのこと。

団地の自治会の高齢化等により対応が難しいことが危惧される、ルール違反が通行人のポイ捨てによるものである可能性がある、との指摘に対し、市は啓発とともに集積場所の管理者と相談し対策を考えていく姿勢であることが確認されました。

また、ルールの徹底について周知をどのように図っていくかという質問に対しては、動画作成・SNS 等で発信していく、注意シールを貼るなどの対策をしながら啓発を進めていき、ルール違反が重なる集積場所等については個別に排出指導を行い、不法投棄対策等についても動画の中に取り入れていくという答弁がありました。

